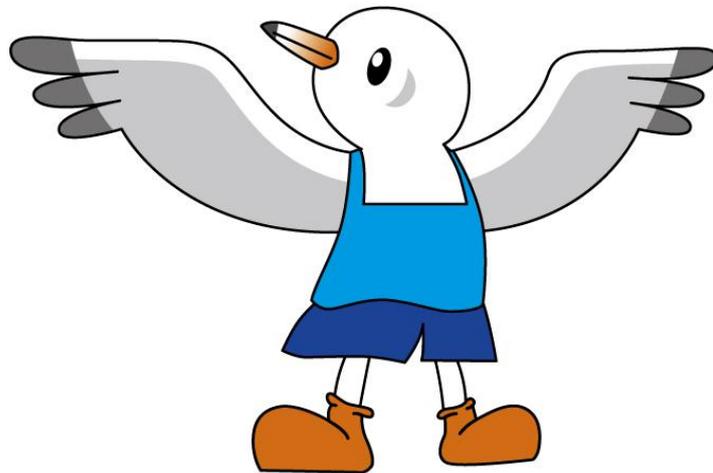




第68回国民体育大会

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会
設立総会・第1回総会



東京に 多摩に 島々に 羽ばたけアスリート

スポーツ祭東京2013

日時 平成23年5月10日(火)

午後3時開会

場所 さくらホール 小ホール

目 次

○ スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市実行委員会設立総会次第	1
○ 第 68 回国民体育大会へむけての経過概要	2
○ 議事	
議案第 1 号	
スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市実行委員会の設立について	6
議案第 2 号	
スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市実行委員会会則について	8
議案第 3 号	
スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市実行委員会委員及び役員の選任について	14
○ スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市実行委員会第 1 回総会次第	21
議案第 1 号	
スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市開催方針について	22
議案第 2 号	
スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市実行委員会	
平成 23 年度事業計画について	24
議案第 3 号	
スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市実行委員会	
平成 23 年度収支予算について	25
議案第 4 号	
スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市実行委員会	
常任委員会への委任事項について	26
○ 報告事項	
報告第 1 号	
スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市実行委員会事務局規程について	27
○ 参考資料	
資料 1 スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市実行委員会組織図	33
資料 2 スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市実行委員会スケジュール	35

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会設立総会次第

1 開 会

2 発起人紹介

3 発起人代表あいさつ

4 来賓祝辞

5 報告事項

第68回国民体育大会にむけての経過概要

6 議長選出

7 議 事

議案第1号 スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会の設立について

議案第2号 スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会会則について

議案第3号 スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会委員及び役員の選任について

8 委嘱書交付

9 閉 会



報告事項

第68回国民体育大会にむけての経過概要

1 大会開催概要

(1) これまでの概要

- ① 平成元年11月 東京都市長会及び東京都町村会が東京都知事（以下「都知事」という。）に「東京多摩国体（仮称）」の誘致についての要望書を提出
- ② 平成5年8月 東京都市長会及び東京都町村会が都知事に「“多摩”東京国体（仮称）」の推進に関する要望書を提出
- ③ 平成13年3月東京都議会で、東京都多摩・島しょの地域振興に係る第68回国民体育大会（夏季・秋季大会）の招致を決議
- ④ 平成13年12月財団法人東京都体育協会（以下「都体協」という。）、都知事、東京都教育委員会の三者連名で文部科学省及び財団法人日本体育協会（以下「日体協」という。）に開催要望書を提出
- ⑤ 平成14年1月体協理事会において、第68回国民体育大会夏季・秋季大会開催申請書提出順序を了解（内々定）
- ⑥ 平成17年10月会場地選定希望予備調査表提出
- ⑦ 平成18年10月第68回国民体育大会の会場地選定希望調査の実施に伴う武蔵村山市における実施種目の事務協議を実施。
- ⑧ 平成19年3月東京都より武蔵村山市がハンドボール競技会場として選定。
- ⑨ 平成19年12月都知事、市長間で武蔵村山市における競技開催について合意。
- ⑩ 平成20年6月都体協、都知事、都教育委員会の三者連名で文部科学省及び日体協へ「第68回国民体育大会開催申請書」を提出
- ⑪ 平成20年7月体協理事会において、第68回国民体育大会の東京都での開催が内定
- ⑫ 平成22年7月体協理事会において、第68回国民体育大会を、平成25年9月28日（土）から同年10月8日（火）までの11日間を会期として、東京都で開催することが決定

(2) 大会名

第68回国民体育大会

(3) 目的

大会は、広く国民の間にスポーツを普及し、スポーツ精神を高揚して国民の健康増進と体力の向上を図り、併せて地方スポーツの振興と地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活を明るく豊かにしようとするものである。

(4) 性格

大会は、国民の各層を対象とする体育・スポーツの祭典である。

(5) 主 催

(財) 日本体育協会・文部科学省・東京都

※ただし、各競技会については、(財) 日本体育協会加盟競技団体及び会場地区市町村を含めたものとする。

(6) 大会会期

平成25年9月28日(土)～同年10月8日(火)

(7) 実施予定競技

①正式競技37競技

②公開競技3競技

③デモンストレーションとしてのスポーツ行事 50種目

(8) 参加予定人員

約22,000人

※国民体育大会正式競技及び公開競技の選手・監督数で実施予定競技の参加予定人員

2 大会の愛称・スローガン

(1) 大会愛称

スポーツ祭東京2013

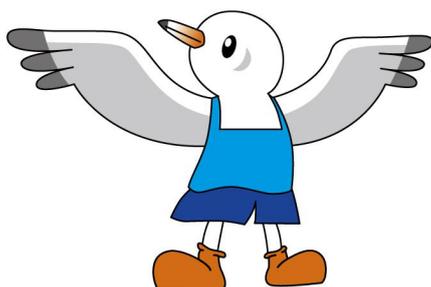
第68回国民体育大会と第13回全国障害者スポーツ大会を、スポーツの夢と感動を伝える一つの祭典として表しています。

(2) スローガン

東京に 多摩に 島々に 羽ばたけアスリート

第68回国民体育大会と第13回全国障害者スポーツ大会が、多摩・島しょ地域を中心に、東京都全域を舞台として、アスリートの夢が羽ばたく大会であるという趣旨を表しています。

(3) マスコットキャラクター



名前：ゆりーと

都民の鳥「ゆりかもめ」がモチーフ。

翼を大きく広げたデザインにより、夢や目標に向かって力強く羽ばたこうとする姿を表しています。

第68回国民体育大会武蔵村山市開催競技及び競技会場予定施設

◆ 正式種目

競技名	種別	競技会場	練習会場
ハンドボール	少年女子	武蔵村山市総合体育館	市立第五中学校、他

◆ デモンストレーションとしてのスポーツ行事種目 《予定》

競技名	対象	会場
ウォーキング	都民	狭山丘陵を中心とした特別コース

※ デモンストレーションとしてのスポーツ行事の種目については、瑞穂町との合同開催となっております。

MEMO

武蔵村山市はハンドボール競技の開催地です。

東京に 多摩に 島々に 羽ばたけアスリート

スポーツ祭東京2013

第68回国民体育大会・第13回全国障害者スポーツ大会



ゆりと

会期：平成25年9月28日▶10月14日 メイン会場：味の素スタジアム

議案第 1 号

スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市実行委員会の設立について

スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市実行委員会を、別紙に基づき設立する。

別 紙

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会設立趣意書

平成25年に東京都で開催される第68回国民体育大会において、武蔵村山市ではハンドボール競技を開催することになりました。

この国民体育大会は、戦後の混乱期からスタートし半世紀以上にわたって広く国民に親しまれ、我が国最大のスポーツの祭典としてその振興とともに健康増進や体力向上の意識の高揚に大きく寄与してまいりました。

近年、社会環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、心身の健康管理の意識が高まっており、スポーツと健康に対して多くの市民が関心を持っております。さらにスポーツに対して様々な形で関わることは、学校、家庭、地域社会を結びつけるコミュニケーションの役割を担っております。

この国民体育大会を武蔵村山市で開催することは、市民一人一人がゆとりと豊さを実感できる真の生涯スポーツ社会の実現や、元気で活力のある地域づくりを進める上で、極めて意味深いものであり、「人と緑が織りなす 夢ひろがるやさしいまち」武蔵村山市の素晴らしい自然や文化を広く全国にアピールする絶好の機会であり、市の発展にとって大きな貢献となるものと考えます。

このような意義のある国民体育大会を成功に導くためには、市及び都並びに関係機関・団体が緊密な連携のもと、市民の総力を結集し、開催準備に取り組む必要があります。ここに、市民各界各層からなる「スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会」を設立し、諸準備に万全を期するものであります。

平成23年3月22日

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会設立発起人

藤野 勝（武蔵村山市長）

比留間市郎（武蔵村山市議会議長）

宮下 清住（武蔵村山市体育協会会長）

松田 昭男（武蔵村山市商工会会長）

持田 浩志（武蔵村山市教育委員会教育長）

議案第 2 号

スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市実行委員会会則について

スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市実行委員会会則は、別紙のとおり制定する。

別 紙

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会会則

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 組織（第4条―第8条）
- 第3章 会議（第9条―第12条）
- 第4章 会長の専決処分（第13条）
- 第5章 事務局（第14条）
- 第6章 財務（第15条―第17条）
- 第7章 解散（第18条―第20条）
- 第8章 補則（第21条）

附則

第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 実行委員会は、スポーツ祭東京2013（第68回国民体育大会）において、武蔵村山市（以下「市」という。）で開催されるハンドボール競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営のために必要な事業を行うことを目的とする。

（事業）

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。
- (2) 競技会の開催に必要な施設及び設備の整備に関すること。
- (3) 競技会の開催及び準備に係る経理に関すること。
- (4) 関係機関及び関係競技団体その他の団体との連絡調整に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、競技会の開催に関すること。

第2章 組織

（組織）

第4条 実行委員会は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 武蔵村山市の職員（部長相当職以上の者）
- (2) 市議会議員
- (3) 関係機関及び関係競技団体その他の団体の代表又は役職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に、会長のほか、次の役員を置く。

- (1) 副会長 若干名
- (2) 常任委員 若干名
- (3) 監事 若干名

2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 前項の規定により副会長が会長の職務を代理する順序は、あらかじめ会長が定める。

4 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第6項に掲げる事項を審議する。

5 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第7条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、実行委員会が解散された時に満了するものとする。ただし、第4条第3項各号に規定する者でなくなった場合においては、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて委員等を補充することができる。

3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があった場合は、次の総会において報告するものとする。

(顧問及び参加)

第8条 実行委員会に、顧問及び参加を置くことができる。

2 顧問及び参加は、会長が委嘱する。

3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じる。

4 参加は、重要な事項について参加する。

5 前条の規定は、顧問及び参加の任期等について準用する。

第3章 会議

(会議)

第9条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 会則の制定及び改廃に関する事。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関する事。
 - (3) 予算及び決算に関する事。
 - (4) 常任委員会に委任する事項に関する事。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項に関する事。
- 5 総会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、及び議決をすることができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、代理人が総会に出席し、又は書面で議決に加わるときは、当該委員は、出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席した委員（代理人にその権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（常任委員会）

第11条 常任委員会は会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 常任委員会に委員長を置き、会長をもって充てる。
- 3 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 4 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代理する。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関する事。
 - (2) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託事項に関する事。
 - (3) 総会を招集する時間的余裕のない緊急な事項に関する事。
 - (4) その他、会長が必要と認める事項に関する事。
- 7 常任委員会は、前項第1号、第2号又は第4号に掲げる事項を決定したときは、これを次の総会に報告しなければならない。
- 8 常任委員会は、第6項第3号に掲げる事項を決定したときは、これを次の総会に報告し、承認を求めなければならない。
- 9 前条第5項及び第6項の規定は、常任委員会について準用する。

（専門委員会）

第12条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第7条の規定は、専門委員の任期等について準用する。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第13条 会長は、常任委員会を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は総会又は常任委員会（次項において「総会等」という。）の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、次の総会等に報告し、その承認を求めなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第14条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 財務

(経費)

第15条 実行委員会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算及び決算)

第16条 実行委員会の収支予算については、総会の議決により定め、収支決算については、監事の監査を経て総会の認定に付さなければならない。

(会計年度等)

第17条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終る。

第7章 解散

(解散)

第18条 実行委員会は、その目的が達成された時に解散する。

(債権債務の継承)

第19条 実行委員会が解散したときに債権債務があった場合は、当該債権債務は、市に帰属するものとする。

(残余財産)

第20条 実行委員会が解散したときに残余財産があった場合は、当該残余財産は、市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第21条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成23年5月10日から施行する。

(会計年度の特例)

2 実行委員会の設立時の会計年度は、第17条の規定にかかわらず、平成23年5月10日から始まるものとする。

議案第3号

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会委員及び役員の 選任について

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会委員及び役員の選任については、別紙のとおりとする。

別 紙

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会顧問及び参与名簿

役 職	所属団体等・役職名	氏 名
顧 問	前武蔵村山市議会議長	比留間市郎
参 与	武蔵村山市議会議員	内野 直樹
〃	武蔵村山市議会議員	沖野 清子
〃	武蔵村山市議会議員	川島 利男
〃	武蔵村山市議会議員	木村 祐子
〃	武蔵村山市議会議員	鈴木 明
〃	武蔵村山市議会議員	須藤 博
〃	武蔵村山市議会議員	高橋 薫
〃	武蔵村山市議会議員	高橋 弘志
〃	武蔵村山市議会議員	高山 晃一
〃	武蔵村山市議会議員	田口 和弘
〃	武蔵村山市議会議員	竹原キヨミ
〃	武蔵村山市議会議員	田代 芳久
〃	武蔵村山市議会議員	波多野 健
〃	武蔵村山市議会議員	波多野征敏
〃	武蔵村山市議会議員	濱浦 雪代
〃	武蔵村山市議会議員	比留間朝幸
〃	武蔵村山市議会議員	藤野 茂
〃	武蔵村山市議会議員	宮崎 起志
〃	武蔵村山市議会議員	艸山 敏夫
〃	武蔵村山市議会議員	吉田 篤

※ 武蔵村山市議会議長については、実行委員会副会長に就任していただきます。

※ 武蔵村山市議会副議長及び各常任委員会委員長については、実行委員会常任委員に就任していただきます。

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会委員名簿

【市・理事者】

No.	所属団体等・役職名	氏名
1	武蔵村山市長	藤野 勝
2	武蔵村山市副市長	山崎 泰大
3	武蔵村山市教育委員会教育長	持田 浩志

【警察・消防関係】

No.	所属団体等・役職名	氏名
4	警視庁東大和警察署長	留安 敬一
5	東京消防庁北多摩西部消防署長	日野 進
6	武蔵村山市消防団団長	高橋 勇治
7	武蔵村山市消防団副団長	峰岸 宏幸
8	武蔵村山市消防団副団長	加藤 武
9	武蔵村山市消防団副団長	乙幡 芳美
10	東大和地区交通安全協会村山支部担当会長	市川 七郎
11	武蔵村山市防犯協会会長	波多野正昭

【学校・教育関係】

No.	所属団体等・役職名	氏名
12	武蔵村山市教育委員会教育委員長	高橋 勝義
13	武蔵村山市教育委員会教育委員長職務代理者	乙幡 忠男
14	武蔵村山市教育委員会教育委員	土田 三男
15	武蔵村山市教育委員会教育委員	指田登美子
16	東京経済大学学長	久木田重和
17	東京都立上水高等学校校長	高橋 伯也
18	東京都立武蔵村山高等学校校長	清水 孝二
19	拓殖大学第一高等学校校長	河田昌一郎
20	東京都立村山特別支援学校校長	杉本 久吉
21	武蔵村山市立第一中学校校長	市川 晃
22	武蔵村山市立第三中学校校長	齋藤 実
23	武蔵村山市立第四中学校校長	尾崎 光治
24	武蔵村山市立第五中学校校長	白戸 一範
25	武蔵村山市立小中一貫校村山学園校長	小林 政雄
26	武蔵村山市立第一小学校校長	小野 將和
27	武蔵村山市立第二小学校校長	池谷 光二
28	武蔵村山市立第三小学校校長	染谷 由之
29	武蔵村山市立第七小学校校長	青木 秀雄
30	武蔵村山市立第八小学校校長	牧 一彦
31	武蔵村山市立第九小学校校長	加納 一好
32	武蔵村山市立第十小学校校長	榊 尚信
33	武蔵村山市立雷塚小学校校長	村下 俊文
34	武蔵村山市社会教育委員会議長	浅井 康明
35	武蔵村山市文化協会会長	細井 五

36	武蔵村山市青少年補導連絡会会長	比留間 勇
37	武蔵村山市青少年対策地区連絡会会長	森田 裕
38	武蔵村山市公立学校 PTA 連合会会長	加藤 浩一
39	武蔵村山市公立学校 PTA 連合会副会長	進藤 修一
40	武蔵村山市公立学校 PTA 連合会副会長	内野 和典
41	武蔵村山市公立学校 PTA 連合会副会長	内野 道子
42	武蔵村山市私立幼稚園連絡協議会会長	吉野 久
43	武蔵村山市法人立園長会会長	豊泉 良

【スポーツ関係】

No.	所属団体等・役職名	氏名
44	武蔵村山市体育協会顧問	加賀山源士
45	武蔵村山市体育協会会長	宮下 清住
46	武蔵村山市体育協会副会長	堀田 兼光
47	武蔵村山市体育協会副会長	有吉 正博
48	武蔵村山市体育協会理事長	田中 正隆
49	武蔵村山市体育協会常任理事	本村ヒロ子
50	武蔵村山市体育協会常任理事	鈴木 一男
51	武蔵村山市体育協会常任理事	渡辺 信治
52	武蔵村山市体育協会常任理事	永井 清智
53	武蔵村山市体育協会常任理事	岡本 安孝
54	武蔵村山市体育協会常任理事	菅谷 馨
55	武蔵村山市体育協会常任理事	長井 孝雄
56	武蔵村山市体育指導委員連絡協議会会長	川島 良夫
57	武蔵村山市体育指導委員連絡協議会副会長	津野 晃
58	武蔵村山市体育指導委員連絡協議会委員	朝倉 乙吉
59	武蔵村山市体育指導委員連絡協議会委員	尾崎 康晴
60	武蔵村山市体育指導委員連絡協議会委員	神山 三彦
61	武蔵村山市体育指導委員連絡協議会委員	外木 英美
62	武蔵村山市体育指導委員連絡協議会委員	高橋 弘子
63	武蔵村山市体育指導委員連絡協議会委員	谷口 貴信
64	武蔵村山市体育指導委員連絡協議会委員	田畑 智美
65	武蔵村山市体育指導委員連絡協議会委員	比留間通年
66	武蔵村山市体育指導委員連絡協議会委員	丸山美保子
67	中藤地区体育推進員連絡会会長	高橋 昭
68	西部地区体育推進員連絡会会長	矢田 充
69	南部地区体育推進員連絡会会長	加藤 誠二
70	北部地区体育推進員連絡会会長	富田 康介

【産業・経済関係】

No.	所属団体等・役職名	氏名
71	武蔵村山市商工会会長	松田 昭男
72	東京みどり農業協同組合村山支店資産管理課長代理	荻野 晃市

73	武蔵村山市農業生産組合副組合長	山田 和男
74	武蔵村山市農業委員会会長	内野 厚生
75	村山織物協同組合理事長	高山金之助

【保健・医療・福祉関係】

No.	所属団体等・役職名	氏名
76	東京都多摩立川保健所長	大黒 寛
77	財団法人武蔵村山市医師会会長	押切 勝
78	武蔵村山市歯科医師会会長	比留間修一
79	武蔵村山市薬剤師会会長	白土 正三
80	社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会会長	高山 泉

【宿泊・衛生関係】

No.	所属団体等・役職名	氏名
81	株式会社純和ホテルズ代表取締役社長	田代 純則
82	立川食品衛生協会武蔵村山支部支部長	小見山勝伸

【通信・報道関係】

No.	所属団体等・役職名	氏名
83	郵便事業株式会社武蔵村山支店長	大野 芳輝
84	マイ・テレビ株式会社代表取締役社長	中川 重貴

【輸送・交通関係】

No.	所属団体等・役職名	氏名
85	立川バス株式会社運輸部旅客サービス課 課長代理	三浦 朋広
86	西武バス株式会社取締役社長	池田 敦
87	武陽交通有限会社代表取締役	吉永 次郎

【各種関係団体】

No.	所属団体等・役職名	氏名
88	東京武蔵村山ロータリークラブ代表	野島 征
89	東京武蔵村山ライオンズクラブ幹事	東宮 宏之
90	国際ソロプチミスト武蔵村山会長	久保田玉乃
91	公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター会長	森脇義二郎
92	FDS スポーツクワイエット共同体 代表企業 株式会社フクセンタープライズ 武蔵村山市総合体育館長	佐藤 学
93	武蔵村山市老人クラブ連合会会長	加園 富男
94	武蔵村山市自治会連合会会長	鈴木 明美
95	村山団地連合自治会会長	西田 勇

【市・行政関係】

No.	所属団体等・役職名	氏名
96	武蔵村山市企画財務部長	比留間多一

97	武蔵村山市企画財務部財政担当部長	下田 光男
98	武蔵村山市総務部長	宮崎 和雄
99	武蔵村山市総務部付担当参事	阿部 和功
100	武蔵村山市総務部付担当参事	比留間英世
101	武蔵村山市市民生活部長	河野 幸雄
102	武蔵村山市企画財務部課税・収納担当部長	内野恵司郎
103	武蔵村山市健康福祉部長	小峯 邦明
104	武蔵村山市健康福祉部高齢・障害担当部長	荻野 久志
105	武蔵村山市都市整備部長	小田中 光
106	武蔵村山市都市整備部建設管理担当部長	内野 正利
107	武蔵村山市教育委員会教育部長	吉川 久よ
108	武蔵村山市教育委員会教育部学校教育担当部長	川上 智
109	武蔵村山市議会事務局長	大野 順布
110	武蔵村山市会計管理者	宮崎 文永

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会役員名簿

No.	役職	所属団体等・役職名	人数
1	会長	武蔵村山市長	1人
2	副会長	武蔵村山市議会議長 武蔵村山市体育協会会長 武蔵村山市商工会会長 武蔵村山市副市長 武蔵村山市教育委員会教育長	5人
3	常任委員	武蔵村山市議会副議長 武蔵村山市議会総務文教委員会委員長 武蔵村山市議会厚生産業委員会委員長 武蔵村山市議会建設環境委員会委員長 武蔵村山市体育協会副会長 武蔵村山市体育協会副会長 武蔵村山市体育指導委員連絡協議会会長 武蔵村山市教育委員会教育委員長 武蔵村山市立小学校校長会会長 武蔵村山市立中学校校長会会長 武蔵村山市公立学校PTA連合会会長 警視庁東大和警察署長 東京消防庁北多摩西部消防署長 東京都多摩立川保健所長 武蔵村山市医師会会長 立川バス株式会社代表取締役社長 西武バス株式会社取締役社長 武陽交通有限会社代表取締役 社会福祉法人武蔵村山市社会福祉協議会会長 公益社団法人武蔵村山市シルバー人材センター会長 武蔵村山市自治会連合会会長 村山団地連合自治会会長 武蔵村山市企画財務部長 武蔵村山市市民生活部長 武蔵村山市教育委員会教育部長	25人
4	監事	武蔵村山市体育指導委員連絡協議会副会長 武蔵村山市会計管理者	2人

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会第1回総会次第

1 開 会

2 議長選出

3 議 事

議案第1号 スポーツ祭東京2013武蔵村山市開催方針について

議案第2号 スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会平成23年度事業計画について

議案第3号 スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会平成23年度収支予算について

議案第4号 スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会常任委員会への委任事項について

4 報告事項

報告第1号 スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会事務局規程について

5 閉 会

議案第1号

スポーツ祭東京2013武蔵村山市開催方針について

スポーツ祭東京2013武蔵村山市開催方針は、次のとおりとする。

スポーツ祭東京2013武蔵村山市開催方針

1 基本方針

東京都の第68回国民体育大会開催方針に基づき、市民の総力を結集し、武蔵村山市の掲げる「人と緑が織りなす 夢ひろがるやさしいまち」にふさわしい狭山丘陵の自然の魅力あふれる大会運営を図る。

また、この大会開催を契機に、市民のスポーツの一層の普及振興と、新しいスポーツ文化の創造により、市民の健康保持・増進を図るとともに、健康で豊かな活力ある地域社会の実現を目指す。

2 実施目標

(1) 市民と行政の協働による国体

喜びと感動を共有できる魅力ある国体の開催に向けて、東京都及び関係諸機関・団体との緊密な連携と協力の下、7万1千市民の総力を結集し、市民協働による大会運営に万全を期する。

(2) 生涯スポーツ社会の実現を目指す国体

元気で活力のある地域づくりを推進し、市民一人一人がゆとりと豊かさを実感でき、生涯にわたりスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を目指す。

(3) 活力ある地域づくりを進める国体

市民総参加の下に広く市民活動を展開することにより、市民の連帯感の醸成や郷土意識の高揚を促し、心豊かで、活力ある地域づくりを推進する。

(4) 「絆^{きずな}」を深める国体

全国から集う人々を温かい心でおもてなしをして、人と人との
「絆^{きずな}」を大切に、友情とふれあいの輪を広げるとともに、武蔵村
山市の素晴らしい自然や文化を広く全国に発信する。

議案第 2 号

スポーツ祭東京 2013 武蔵村山市実行委員会平成 23 年度事業計画について

スポーツ祭東京 2013 武蔵村山実行委員会の平成 23 年度の事業計画は、次のとおりとする。

- 1 スポーツ祭東京 2013 において武蔵村山市で開催されるハンドボール競技会及び平成 24 年度に開催予定のリハーサル大会（以下「競技会等」という。）の開催に必要な企画及び準備に関する事。。
- 2 競技会等の開催に必要な施設及び設備の整備に関する事。。
- 3 関係機関及び関係団体との連絡調整に関する事。。
- 4 村山デエダラまつり等の催事会場での広報啓発活動に関する事。。

議案第3号

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会平成23年度収支予算について

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会の平成23年度の収支予算は、次のとおりとする。

平成23年度スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会平成23年度収支予算

1 収入の部

(単位：千円)

科 目	予 算 額	備 考
市補助金	720	市補助金
合 計	720	

2 支出の部

(単位：千円)

科 目	予 算 額	備 考
実行委員会費	720	
旅費	370	山口県・岐阜県視察
需用費	235	消耗品費 188 燃料費 23 印刷製本費 24
役務費	50	郵便料 50
使用料及び賃借料	65	山口国体視察 車借上料 50 道路通行料 10 デエダラまつり出展 5

議案第4号

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会常任委員会 への委任事項について

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会会則第11条第6項第1号の規定による常任委員会への委任事項は、次のとおりとする。

- 1 開会準備に係る総合計画に関すること。
- 2 競技会場及び練習会場並びに競技運営に関すること。
- 3 式典に関すること。
- 4 宿泊及び輸送に関すること。
- 5 医事及び衛生に関すること。
- 6 広報及び市民運動に関すること。
- 7 その他常任委員会の運営に必要な事項に関すること。

報告第1号

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会事務局規程
について

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会事務局規程を、別紙
のとおり定める。

別紙

スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会会則（平成23年5月10日決定。以下「会則」という）第14条第2項の規定に基づき、スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会事務局（以下「事務局」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務局)

第2条 事務局は、武蔵村山市本町一丁目1番地の1、武蔵村山市教育委員会に置く。

(所掌事務)

第3条 事務局は、スポーツ祭東京2013武蔵村山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）の事務を処理する。

(事務局の組織)

第4条 事務局に次に掲げる職を置き、当該各号に定める職員をもって充てる。

(1) 事務局長 教育部生涯学習スポーツ担当部長

(2) 事務局次長 教育部生涯学習スポーツ課国体スポーツ担当課長

2 前項各号に定める者のほか、実行委員会の会長（以下「会長」という。）は、特に必要があると認めるときは、武蔵村山市職員（前項各号に定める職員を除く。）を事務局の職員に委嘱し、又は臨時職員を雇用することができる。

(職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括し、事務局の職員を指揮監督する。

2 事務局次長は、上司の命を受け、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 事務局の職員は、上司の命を受け、別表第1に掲げる分掌事務を処理する。

(事務局長及び事務局次長の専決事案)

第6条 会則第13条の規定により会長が専決処分する事項を除くほか、事務局長は、次の事案を専決することができる。

(1) 事務局次長の服務に関すること。

(2) 事務局の職員以外の者に対する旅行の依頼に関すること。

(3) 事務局次長の旅行命令及びその復命の受理に関すること。

(4) 事務局の職員の事務分担に関すること。

(5) 刊行物の発行に関すること。

(6) 申請、届出、照会、回答、報告及び通知に関すること。

(7) 願書及び届出の処理に関すること。

(8) 事務取扱要領の制定及び改正に関すること。

(9) 専門委員会の事務処理に関すること。

(10) 前各号に定めるもののほか、武蔵村山市事務決裁規程（昭和47年武蔵村山市規程第12号）に定める部長の専決事項に相当するもの。

2 事務局次長は、次の事案を専決することができる。

- (1) 事務局の職員の服務に関すること。
- (2) 事務局の職員の旅行命令及びその復命の受理に関すること。
- (3) 軽易又は定期的な申請、届出、照会、回答、報告及び通知に関すること。
- (4) 軽易又は定期的な願書及び届出の処理に関すること。
- (5) 部会及びその他の会議の事務処理に関すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、武蔵村山市事務決裁規程に定める課長の専決事項に相当するもの。

(代決)

第7条 会長の権限に属する事務について、会長が不在のとき、緊急やむを得ないとき又はあらかじめ処理方針が示されているときは、事務局長が代決することができる。

2 事務局長は、前項の規定により代決したときは、あらかじめ処理方針が示されているものを除き、速やかに、会長に報告しなければならない。

(文書)

第8条 文書には、「武国実第 号」の記号及び番号を付するものとする。ただし、軽易な文書については、記号及び番号を省略することができる。

(公印)

第9条 事務局で使用する公印の名称、番号、寸法及び用途は、別表第2のとおりとし、ひな形は別表第3のとおりとする。

2 前項の公印は、事務局長が管理する。

(服務及び旅費)

第10条 事務局の職員の服務並びに旅費の額及びその支給方法については、武蔵村山市長の補助職員の例による。

(費用弁償)

第11条 会長、実行委員会及び専門委員会の委員並びに実行委員会から依頼を受けた者が会務のために旅行したときは、その費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費については、武蔵村山市の諸規定の例による。

(会計)

第12条 実行委員会の会計等に関する事項については、武蔵村山市の諸規定の例による。

(細則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成23年5月10日から施行する。

別表第1（第5条関係）

- (1) 事務局内の連絡調整に関すること。
- (2) スポーツ祭東京2013（以下「国体」という。）の開催に係る総合的な調整に関すること。
- (3) 実行委員会に関すること。
- (4) 国体の総合企画及び広報に関すること。
- (5) 国体の競技施設の整備に関すること。
- (6) 国体の関係者の宿泊及び衛生に関すること。
- (7) 国体の交通輸送に関すること。
- (8) 国体の警備及び消防に関すること。
- (9) 各競技団体、市町村その他関係機関との連絡調整に関すること。
- (10) 国体の会場地及び競技日程の管理及び調整に関すること。
- (11) 国体の競技運営に関すること。
- (12) 国体の式典基本計画、運営、演技及び記録に関すること。

別表第2（第9条関係）

名称	番号	寸法	書体	用途
スポーツ祭東京2013 武蔵村山市実行委員会会長印	1	方28ミリ	てん書	会長名をもって処理する文書用
スポーツ祭東京2013 武蔵村山市実行委員会事務局長印	2	方24ミリ	てん書	事務局長名をもって処理する文書用

別表第3（第9条関係）

スポーツ祭 東京2013 武蔵村山市 実行委員会 会長印
--

スポーツ祭 東京2013 武蔵村山市 実行委員会 事務局長印
--